

第 1 回 宇和島市障害者計画・障害福祉計画検討委員会 議事要旨

日 時 平成 29 年 10 月 30 日 (月) 14 : 00～15 : 30

会 場 宇和島市役所 A棟 会議室

参加者 委員 12 名 (全員出席) 事務局 5 名 委託業者 1 名

(議事要旨等のポイント整理)

1 策定スケジュール等について

- (1) 第 1 回検討委員会 計画概要等の説明
- (2) 第 2 回検討委員会 計画案の提示 (12 月予定)
- (3) パブリックコメントの実施 (1 月予定)
- (4) 第 3 回検討委員会 最終案の提示・承認 (1 月末～2 月初旬)
- (5) 理事者決裁
- (6) 計画書印刷・配布 (3 月下旬)
- (7) 計画公表 (4 月 1 日～)

2 概要説明

計画の概要、第 4 期計画進捗状況、アンケート調査結果、第 5 期計画骨子

3 意見の集約方法等

- (1) 検討委員会開催までに資料を事前配付
- (2) 検討委員会での質疑応答及び質問シート活用による事前・事後の意見提示
(回答は基本的に検討委員会の場で行う)

4 第 1 回検討委員会における意見等

(1) 第 4 期障がい福祉計画の数値目標達成状況と現状分析について

前期計画の数値目標が未達成であったことから成果目標や見込量の設定に関して実現可能な目標設定をとのご意見をいただきました。

→計画案において、国の示す基準を勘案しながら、直近の実績等を考慮して、成果目標、見込量等の数値の設定を行いました。

(2) 大人と子どもの一体的な計画策定、包括的支援について

虐待ケースに関わる中で、被虐待者が精神障がい者となるケースが多く見受けられることから早期からの虐待予防対策の必要性や住まいの問題について考えていくことが必要とのご意見をいただきました。

→障がい者計画に新たに権利擁護に関する取り組みや我が事・丸ごと地域づくり

推進事業の包括的支援体制構築事業との連携を位置づけたり、障がい福祉計画に地域生活支援拠点等の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての協議の場の設置について目標を設定するなど体制の強化をめざすため、計画上に反映させております。また、住まいの問題に関しては、グループホームや短期入所の提供体制の整備に関して言及するとともに前述の地域生活支援拠点等の整備により居住支援の推進を図るという観点で計画上に反映をさせております。

(3) 就労支援について

就労移行支援事業の実績の減少に関してご意見をいただきました。

→宇和島市・北宇和郡の就労移行支援事業所数・利用定員に関しては、平成26年度末で4事業所・35人であったのが、29年11月時点で3事業所・18人に減少しており、提供体制が減ったことが実績の減少につながっていると判断しております。就労移行支援事業に関しては、障がい福祉計画の成果目標として32年度末における事業利用者数を28年度末時点の利用者数の2割増とする国の基本指針に即した見込量を設定しています。

(4) 計画策定に係るアンケートについて

アンケート結果について、前回アンケートとの比較および、年齢別、障がい別等の集計をとのご意見をいただきました。

→アンケート調査結果報告書を見直し、前回アンケート結果との比較、年齢別、手帳種別によるクロス集計の結果について掲載しました。

(5) 差別解消・権利擁護について

差別解消や権利擁護の推進について、自立支援協議会での取り組み強化等についてご意見をいただきました。

→障がい者計画に、新たに権利擁護の推進や自立支援協議会の機能強化について位置づけを行い、体制の強化をめざすこととしています。また、地域生活支援事業において、成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業についての見込量を設定し取り組んでいくこととしております。

(6) 福祉サービスの周知等について

制度等の周知強化に関してご意見をいただきました。

→周知啓発に関しては、従来より計画上も位置づけを行っているところではありますが、新たに行政サービス等における配慮の促進を位置づけるなどして取り組みを強化していくこととしております。

(7) 第5期計画骨子について

①近隣市町との連携、計画の共有についてご意見をいただきました。

→サービスの利用に関して圏域内の事業所を相互に利用しているという状況もあることから、提供体制の整備等に関しても圏域の中で連携していくことが必要

な状況が見込まれるため、計画上において、計画策定に関する連携、計画の推進における連携の位置づけを行っております。また、定住自立圏共生ビジョンの中で、圏域での総合支援の推進事業を提案しており、連携の強化を図り具体的な取り組みへとつなげていければと考えております。

②児童発達支援センターについてご意見をいただきました。

→児童発達支援センターに関しては、障がい福祉計画の成果目標として 32 年度末までに市町村もしくは圏域ごとに少なくとも 1 カ所以上設置することが国の基本方針で定められているため、発達障がいへの支援体制の構築と合わせて計画上に位置づけるとともに検討を行っていきたいと考えております。

(8)「障害」の字の表記について

障害の害の字の表記方法についてご意見をいただきました。

→法令の題名や用語を用いる場合、機関等の固有名詞、医学用語、学術用語等の専門用語、人の状態を表すものではないものは漢字表記とし、その他人の状態を表すもの等に関してはひらがなで表記するようにいたしました。

5 質問シートによる意見等

○第 5 期計画において、地域生活移行へどのように関わろうとしているか。

市内でのグループホームの建設について積極的に支援する予定はあるか。また、具体的に資金面での補助は考えているか。

→障がい福祉計画での成果目標である地域生活支援拠点等の整備についての検討を行いながら、地域生活支援の充実を図ることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

障がい福祉計画は事業計画の位置づけではありますが、介護保険のように保険料等の財源があるものではなく、金銭面等に関する支援策を計画上に反映させることは難しく具体的な補助等に関しては現時点で確約することはできません。ただし、グループホームに関しては、地域での生活を送る上での居住の場として必要なもので利用ニーズも高い状況であることは認識しておりますので、全体的に地域の中で不足する社会資源についての整理を行いながら、提供体制の充実につながる必要な支援策についての検討を行ってまいりたいと考えています。